

2011年5月13日 全11頁

東日本大震災の税制特例措置（法人関連）

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

震災税制特例措置第1弾—法人税の繰戻還付、被災代替資産等の特別償却など

[要約]

- 2011年4月27日に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」および「地方税法の一部を改正する法律」（以下、2本の法律を総称して「震災特例法」）が成立し、同日施行された。
- 震災特例法では、東日本大震災の被害を受けた者に対する税制上の支援措置、ならびに、被災地に投資を呼び込むための優遇措置が設けられた。本レポートでは、震災特例法のうち法人に関する規定について解説を行う。
- 震災により資産の滅失・損壊などによる損失があり赤字となった法人は、震災関連損失について過去2年度以内の所得と通算することにより法人税の繰戻還付を受けられることとなった。
- 震災により滅失・損壊した資産を代替する資産を取得した場合や、被災区域内において設備投資を行った場合について、原則初年度に限り特別償却を受けられることとなった。
- 震災により失った自動車を再取得した場合、自動車重量税・自動車取得税・自動車税の免除を受けられることとなった。

[目次]（1～6については法人税関連）

1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	2 ページ
2. 仮決算の中間申告における利子・配当等の所得税額の還付	4 ページ
3. 法人税の中間申告書の提出不要	5 ページ
4. 被災代替資産等の特別償却の特例	6 ページ
5. 特定の資産（土地等）の買換え等の場合の譲渡益の課税繰延	7 ページ
6. 代替資産の取得期間等の延長の特例	8 ページ
7. 消費税の特例	8 ページ
8. 登録免許税の特例（法人関連）	8 ページ
9. 自動車関連税制の特例（法人関連）	9 ページ
10. 印紙税の特例	11 ページ

1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

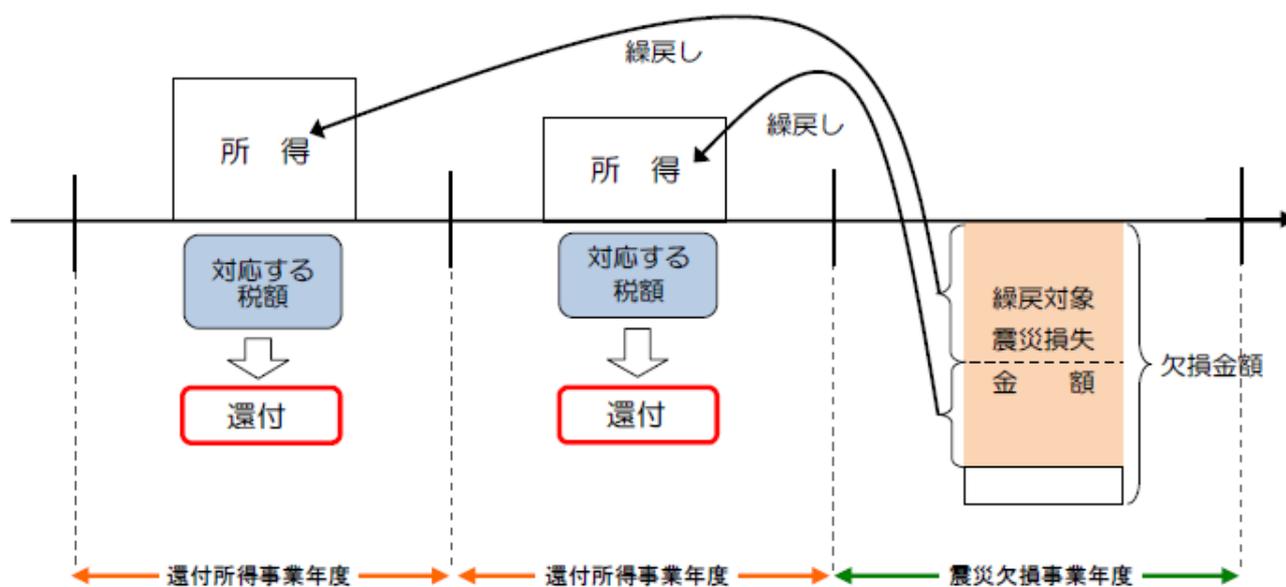
◆国税（法人税）

○資本金1億円超¹の法人は、現行法令では、法人税の計算上、欠損金が生じたとしても繰戻還付を受けることができない²。一方、資本金1億円以下³の中小法人の場合は、法人税の計算上欠損金が生じた場合、欠損金と前年度の所得とを通算することで、1年度分の法人税額の繰戻還付を受けられる。

○震災特例法により、東日本大震災により損失が生じ、かつ、法人税の計算上、欠損金が生じた法人（資本金を問わず）は、震災による損失金額に応じて、震災前2年度以内に納付した法人税額の繰戻還付を受けられることとなった。

○繰戻還付のイメージは、以下の図表1のように示される。

図表1 震災損失の繰戻による法人税額還付（イメージ図）



（出所）国税庁資料

○具体的には、図表2の①「震災欠損事業年度」において欠損金が生じ、かつ、②「繰戻対象損失金額」がある場合、③「還付対象事業年度」に納付した法人税額のうち、④「還付される法人税額」が還付される。

¹ 資本金5億円以上の法人の100%子会社などを含む。

² 法人税法80条では繰戻還付の適用を受けられることになっているが、租税特別措置法66条の13により、資本金1億円超の法人は、2012年3月31日までに終了する事業年度について、繰戻還付の適用が凍結されている。

³ 資本金5億円以上の法人の100%子会社などを除く。

図表 2 震災損失の繰戻による法人税額の還付の概要

①震災欠損事業年度	2011年3月11日から2012年3月10日までの間に終了する事業年度で欠損金が生じたもの(2011年3月11日から9月10日までの間に終了する「中間申告期間」も可)
②繰戻対象震災損失金額	東日本大震災により生じた棚卸資産、固定資産、固定資産に準ずる繰延資産に係る損失で以下のもの(ただし、保険金等により填補されるものを除く) (1)資産の滅失・損壊・価値の減少による帳簿価格の減額による損失 (2)資産の損壊・価値の減少により使用困難となった場合における当該資産の原状回復のための修繕費用等に係る損失 (被害のあった日から1年以内に支出するものに限る)
③還付所得事業年度	「震災損失が生じた事業年度」の開始前2年以内に開始した事業年度
④還付される法人税額	「③還付所得事業年度」の法人税額 × $\frac{\text{「①震災欠損事業年度」の「②繰戻対象震災損失金額」} \times}{\text{「③還付所得事業年度」の所得金額}}$ ※2年度分の法人税額の還付を受ける場合は、計算の対象とできる金額は2年度分合計して、「繰戻対象損失金額」まで(二重に控除することはできない)。

(出所) 法令をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 「繰戻対象損失金額」には、資産の滅失・損壊による評価減の金額の他、滅失・損壊した資産の原状回復のための修繕費用も含まれる。一方、例えば、震災によって需要見込みが減少したことにより行った固定資産の減損による損失など、震災による間接的な損失金額については「繰戻対象震災損失金額」には含まれないものと考えられる⁴。また、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失・損壊した資産に直接関連しない費用も「繰戻対象震災損失金額」に含まれない⁵。
- 仮決算による法人税の中間申告を行う場合は、中間申告において震災損失の繰戻還付を受けることができる⁶。
- 震災損失の繰戻還付を受けた場合、その計算の対象となった「繰戻対象震災損失金額」については、欠損金の繰越控除の対象とはならない(二重に控除することはできない)。
- また、偽りその他不正の行為によりこれらの法人税の還付を受けた場合、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金⁷またはこれらを併科する罰則規定も設けられた(法人税の脱税犯に課される罰則と同様である)。

⁴ 法人税法33条1項により、原則として固定資産の評価替えによる損失は、損金に算入しないこととなっている。例外として、法人税法33条2項などにより、「災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他政令(法人税法施行令68条)で定める事実が生じた場合」などに該当する場合は、損金算入が認められる。しかし、震災による間接的な損失については、この例外規定にも該当しないものと考えられる。

⁵ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達」15-5より。

⁶ 例えば12月決算法人の場合、2011年12月末締め・2012年2月末申告期限の確定申告ではなく、2011年6月末締め・2011年8月末申告期限の中間申告により還付を受けることもできる。

⁷ ただし、還付を受けた法人税額が1,000万円を超えるときは、還付を受けた金額以下の罰金。

◆地方税（法人住民税、法人事業税）

○地方税である法人住民税と法人事業税においては、震災特例法による一律の定めはされていない。しかし、総務省により 2011 年 3 月 28 日付で以下の通知⁸がされており、被災した地方自治体が条例を定めることにより、法人住民税と法人事業税の減免をすることが可能となっている。

- ・法人の道府県民税・市町村民税の減免については、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成 12 年 4 月 1 日自治税企第 12 号）においては、取扱い例として「減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。」とされていますが、地方税法第 61 条の規定に基づき条例の定めるところにより減免できるものであり、法人の状況等に応じて適切に対応してください（通知の「第 2、I、1、(ア)」および「第 2、II、2、(ア)」）。
- ・法人の事業税の減免については、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成 12 年 4 月 1 日自治税企第 12 号）においては、取扱い例として「減免をしないこととし、徴収の猶予の措置によるものとする。」とされていますが、地方税法第 72 条の 49 の 4 の規定に基づき条例の定めるところにより減免できるものであり、法人の状況等に応じて適切に対応してください（通知の第 2、I、2、(エ)）。

2. 仮決算の中間申告における利子・配当等の所得税額の還付

○法人が受け取った株式の配当や、公社債・預貯金などの利子、投資信託の収益分配金などについて源泉徴収された所得税額（具体的には下の図表 3 に掲げられたもの）については、通常、法人税の確定申告の際に、納めるべき税額から控除を受け、控除すべき税額がない場合は「所得税額の還付」が行われる。ただし、中間申告時には還付は認められていない。

図表 3 源泉所得税の還付対象となるもの

以下のものに課される源泉所得税

- ・利子等（公社債・預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託の収益の分配）
- ・配当等（株式・出資により法人から受ける剰余金の配当、投資信託・特定受益証券発行信託の収益の分配）
- ・定期積金などの給付補てん金 ・ 抵当証券の利息 ・ 金投資（貯蓄）口座などの利益
- ・外貨投資口座の差益 ・ 一時払保険の差益 ・ 匿名組合契約の利益の分配
- ・馬主が受ける賞金 ・ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ・ 割引債の償還差益
- ・国外公社債等の利子等 ・ 民間国外債の利子 ・ 国外投資信託等の配当等
- ・国外株式の配当等 ・ 外国特定目的信託の利益の分配 ・ 外国特定投資信託の収益の分配

（出所）法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

⁸ 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」（総務省自治税務局長よ

○東日本大震災により生じた「震災損失金額」⁹がある場合においては、震災特例法により、確定申告時を待たず、仮決算による法人税（法人住民税）の中間申告¹⁰において、「震災損失金額」の範囲内で所得税額の還付を受けられることとなった¹¹。

○具体的には、確定申告時における所得税額の控除の規定に準じて中間申告時の法人税額を計算し、法人税額から控除しきれない金額が残る場合に、その「控除しきれない金額」について所得税額が還付される。つまり、中間申告の時点で赤字であれば、所得税額の全額（ただし、「震災損失金額」以内）が還付される。中間申告の時点において黒字であった場合は、納付すべき法人税額よりも所得税額の方が大きければ、その差額（ただし、「震災損失金額」以内）について所得税額の還付を受けられる。

○なお、中間申告において所得税額の還付を受けた場合、当該還付を受けた金額について確定申告の際に還付を受けることはできない（二重に還付することはできない）。

○例えば12月決算法人の場合、通常であれば、所得税額の還付は2011年12月締め・2012年2月末申告期限の確定申告の際に行われるが、「震災損失金額」がある場合においては、2011年6月締め・2011年8月申告期限の中間申告の際に、所得税額の還付が可能になる。

3. 法人税の中間申告書の提出不要

○国税通則法の規定により、震災に伴い、法人税関連については、図表4の申告・納付期限の延長が実施されている。

図表4 申告・納付等の期限延長（法人税関連、消費税関連も同じ）

<p>① 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県に納税地のある法人</p> <p>2011年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限が延長されている（手続不要） （延長後の期限・・・別途国税庁告示で定める期日まで）</p> <p>② ①以外の地域に納税地のある法人</p> <p>震災による交通手段や通信手段の遮断またはライフラインの遮断などのため申告・納付等ができない場合に限り、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を提出することにより、「災害がやんだ日」（注）から2ヶ月以内の範囲で、申告・納付等の期限が延長される</p> <p>（注）「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいう。</p>

（出所）法令・告示等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

り各都道府県知事宛での通知)

⁹ 損失の範囲は、本レポート3ページ図表2の「繰戻対象震災損失金額」と同じ。

¹⁰ 2011年3月11日から9月10日までに終了する中間申告期間における申告に限る。3月決算法人は、2011年3月末締め・5月申告期限の法人税の確定申告の際に、通常の「所得税額等の還付」を受けられるのでこの特例の対象とならない。

¹¹ ただし、確定申告時における所得税額の控除の規定に準じて中間申告時の法人税額を計算した場合に、法人税額から控除しきれない金額が残る場合に限る。

○これらの規定に伴い、法人税の中間申告書の提出期限が延長された結果、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、震災特例法によって、中間申告書の提出が不要となった。

4. 被災代替資産等の特別償却の特例

○震災特例法により、2011年3月11日から2016年3月31日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合、その被災代替資産について取得初年度（原則）に特別償却ができることとなった。

○被災代替資産等に含まれるものは、図表5に示される。

図表5 特別償却の対象となる「被災代替資産等」

①被災代替資産

東日本大震災により滅失または損壊した「建物（附属設備含む）、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具」に代わるものとして取得等¹²をして事業の用に供した資産で、被災した資産の滅失または損壊の直前の用途と同一の用途に供されるもの

②被災区域内供用資産

- ・取得等をして被災区域内において事業の用に供した「建物（附属設備含む）、構築物、機械・装置」
- ・「被災区域」とは、「東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な場合¹³を含む）をした建物・構築物の敷地」および「その建物・構築物と一体的に事業の用に供される付属施設の用に供されていた土地の地域」をいう

（注）①・②のいずれの資産も、その建設または製作の後、事業の用に供されたことのないものに限り、「機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具」にあつては貸付けの用に供したものを除く。

（出所）法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○「被災代替資産」だけでなく「被災区域内供用資産」についても割増償却の対象となる。このため、震災によって被害を受けた法人だけでなく、震災による被害を受けていない法人が被災区域内において新規に事業活動を展開しようとする場合などもこの規定を利用できる。

○「被災区域」には、法令・通達を読む限り、少なくとも津波浸水地については含まれるものと思われる。

○特別償却限度額は、「被災代替資産等の取得価額」に図表6の特別償却割合を乗じた金額である。資本金1億円未満などの要件を満たす「中小企業者」については、償却率が一般の法人より割増されている。

¹² 取得または製作もしくは建設。以下同じ。

¹³ 災害により損壊をした建物・構築物につき、「今後取壊し・除去をせざるを得ない場合」または「相当の修繕を行わなければ今後事業の用に供することができないと認められる場合」の当該建物・構築物に係る損壊をいう（「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達」18-7）。

図表 6 被災代替資産等の特別償却割合

減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合	
		一般の法人	中小企業者等(注)
建物・構築物(増築部分を含む)	2011年3月31日～2014年3月31日	15%	18%
	2014年4月1日～2016年3月31日	10%	12%
機械・装置、船舶、航空機、 車両・運搬具	2011年3月31日～2014年3月31日	30%	36%
	2014年4月1日～2016年3月31日	20%	24%

(注) 資本金1億円以下の法人(資本金1億円超の法人の子会社などを除く)および農業協同組合等
(出所) 法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○原則として、取得初年度に限り、普通償却限度額に特別償却限度額を加えた額の範囲内で減価償却を行うことができる。青色申告法人については、初年度に償却費として損金算入した金額が特別償却限度額に満たない場合には、その満たない部分の金額(特別償却不足額)を1年間繰り越すことができる。

5. 特定の資産(土地等)の買換え等の場合の譲渡益の課税繰延

○震災特例法により、2011年3月11日から2016年3月31日までの間に、一定の要件にあてはまる資産(土地等)の買換えを行った場合、譲渡した土地等の譲渡益相当額を取得した土地等に圧縮記帳することにより、譲渡益の課税を繰延べることができる。

○具体的な要件の概要は、図表7に示される。「被災区域内での買換えまたは被災区域内から被災区域外への買換え」と、被災区域外から被災区域内への買換えでは要件が異なる(「被災区域」の要件は図表5を参照)。

図表 7 譲渡益の課税繰延の対象となる「資産」の要件

		期間	資産の要件
被災区域内での買換え・被災区域内から被災区域外への買換え	譲渡する資産	「2011年3月10日以前の取得」かつ「2011年3月11日から2016年3月31日までの譲渡」	被災区域内の土地等(注)、「その土地等とともに譲渡をするその土地区域内にある建物(附帯設備含む)・構築物」
	取得する資産	「上記の譲渡を行った事業年度内の取得」かつ「取得日から1年以内に事業の用に供する」	国内にある土地等(注)、事業の用に供される減価償却資産
被災区域外から被災区域内への買換え	譲渡する資産	2011年3月11日から2016年3月31日までの譲渡	被災区域外(国内)の土地等(注)、建物・構築物
	取得する資産	「上記の譲渡を行った事業年度内の取得」かつ「取得日から1年以内に事業の用に供する」	被災区域内の土地等(注)、「その土地等の区域内にある事業の用に供される減価償却資産」

(注) 土地等とは、土地および土地の上に存する権利(地上権、借地権など)。「被災区域」の要件は図表5を参照。
(出所) 法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○上記の要件にあてはまる場合、譲渡をした資産の譲渡益の範囲内で、取得をした資産の圧縮記帳(課税繰延割合100%)を行うことができる。したがって、譲渡を行った資産に譲渡益が発生しても、その譲渡益に対する課税は、取得した資産を譲渡する時まで繰延べることができる。

○「被災区域外から被災区域内への買換え」も対象に含まれているため、震災による被害を受けていない法人が被災区域外の工場を被災区域内に移転する場合などもこの規定を利用できる。

6. 代替資産の取得期間等の延長の特例

○収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例や、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、東日本大震災のため、代替資産や買換資産を当初の期間内に取得することが困難となった場合、震災特例法により、その期間を2年以内で延長することができるようになった。

7. 消費税の特例

◆消費税課税事業者選択届出の提出等

○消費税課税事業者選択（不適用）届出書について、提出が本来の提出期限より遅れたとしても、国税庁長官が定める日までに提出した場合は、震災特例法により、本来の提出期限までに提出したものとみなすこととなった。

◆中間申告書の提出不要

○震災に係る国税通則法の規定に基づく申告期限の延長（本レポート5ページの図表4）に伴い、消費税の中間申告書の提出期限を延長した結果、中間申告書の提出期限が確定申告書の提出期限と同一の日となる場合は、震災特例法により、中間申告書の提出を要しないこととなった。

8. 登録免許税の特例（法人関連）

◆被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

○東日本大震災により所有する建物が被害を受けたことについて、当該建物の所在地の市町村長から証明を受けた法人は、震災特例法により、2011年4月28日から2021年3月31日までの間、以下の登録免許税を免除されることとなった。

図表8 登録免許税の特例（建物の建替え等）

登録免許税免除の対象	条件
① 滅失・損壊した建物を取り壊して新築・取得した建物の所有権の保存・移転登記	その法人の事業を管轄する主務大臣による、滅失・損壊した建物を代替する建物である旨の証明書があること
② ①の適用を受ける建物の敷地としての土地（地上権・賃借権含む）の権利の移転・設定登記	取得する土地の面積が、滅失・損壊した建物の「床面積の合計の6倍」または「敷地面積」のいずれか大きい面積以内であること

(注)①・②の資産取得のために資金の貸付を受け、①・②の資産に抵当権を設定する場合、その抵当権の設定登記についても登録免許税が免除される。

(出所)法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

◆被災した船舶・航空機の再建造に係る登録免許税の免除

- 震災特例法により、東日本大震災により所有する船舶・航空機が被害を受けた法人は、被災証明書類（市町村長が発行する証明書など）の添付を条件に、2011年4月28日から2021年3月31日までの間、被害を受けた船舶・航空機に代替する船舶・航空機の建造・取得の際の登録免許税が免除されることとなった。
- また、上記の適用を受ける船舶・航空機の取得のために資金の貸付を受け、当該船舶・航空機に抵当権を設定する場合、その抵当権の設定登記についても登録免許税が免除される。

9. 自動車関連税制の特例（法人関連）

- 自動車関連税制の特例をまとめると、図表9のようになる。以下、順に説明する。これらの規定は、個人だけでなく法人にも適用される。また、乗用車に限らずバス・トラックなどにも適用される。

図表9 自動車関連税制の特例

	税目	賦課期日	被災自動車	代替取得する自動車
国税	自動車重量税	車検時	未使用分を還付	免税
	自動車取得税	取得時	—	免税
地方税	自動車税	毎年4月1日	(車両登録されていても非課税)	免税

(注)上記規定は、それぞれの要件を満たせば全て併用可能

(出所)法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

◆被災自動車に係る自動車重量税の還付

- 自動車重量税は、自動車の所有者が、車検を受ける都度、車検の有効期間分（事業用車両は原則1年）の税として国に納めるものである。
- 震災特例法により、東日本大震災により被害を受け、廃車（被災自動車）となった自動車の所有者¹⁴は、納付済みの自動車重量税について、2013年3月31日までに申請することにより、車検残存期間に相当する自動車重量税の還付を受けられることとなった。
- 具体的には、納付した自動車重量税に、「残存有効期間の月数¹⁵／車検有効期間月数」を乗じた金額が還付される。

¹⁴ 自動車重量税は、自動車の所有者に課される税である。したがって、リース契約を行っている場合は、貸手が自動車重量税を支払う。借手は自動車重量税相当額をリース料に上乗せして支払っているものと考えられるが、この特例による自動車重量税の還付は直接の自動車重量税の支払者である貸手に対して行われる。

◆代替取得する自動車に係る自動車重量税の免除

○震災特例法により、被災自動車の使用者¹⁶が、2011年3月11日から2014年4月30日までの間に自動車（中古車を含む）を取得し自動車検査証の交付を受ける場合には、被災自動車の台数分まで、自動車重量税が免除されることとなった。

◆代替取得する自動車に係る自動車取得税の免除

○自動車取得税は、自動車（新車および中古車）の取得時に所有者が道府県に納める税である。

○震災特例法により、被災自動車の所有者が、2014年3月31日までに被災自動車に代わるものとして道府県知事が認める自動車の取得をした場合には、自動車取得税が免除されることとなった。

◆被災自動車の自動車税の非課税

○自動車税は、毎年4月1日に自動車を保有する者が（原則5月末までに）道府県に納める税である（新車を取得した場合は、取得時に自動車税を月割りで納付する）。

○通例では、道府県は「4月1日時点で自動車を保有していること」の判定を、道路運送車両法の車両登録によって行っている。しかし、震災のために永久に使用できなくなった自動車については、4月1日時点で車両登録が抹消されていなかったとしても、自動車税を課さないこととされた¹⁷。

◆代替取得する自動車の自動車税の免除

○震災特例法により、被災自動車の所有者が、2014年3月31日までに被災自動車に代わるものとして道府県知事が認める自動車の取得をした場合には、2011年度から2013年度までの自動車税が免除されることとなった。

¹⁵ 2011年3月11日から車検の残存有効期間満了日までの月数（1ヶ月未満切捨て）

¹⁶ この規定は、被災自動車の「使用者」に対する規定である。このため、リース契約による自動車の借手が、その使用していた自動車が被災したため、代替する自動車を購入した場合も自動車重量税の免除を受けられる。逆に、リース契約による自動車の貸手が、貸している自動車が被災したため、代替する自動車を購入して借手に再提供した場合は自動車重量税の免除を受けられない。

¹⁷ 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」（総務省自治税務局長より各都道府県知事宛ての通知）において、以下のように述べられている。「自動車税の課税客体である自動車に関しては、現実に消費の段階にある自動車について課することとされていることから、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定による登録がなされていても、賦課期日の4月1日現在で当該自動車が滅失、き損等により永久に道路の運行の用に供することができない状態となっている場合には、課税客体から除外され、課税されないこととなります」

10. 印紙税の特例

◆特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

- 震災特例法により、地方公共団体または政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた者に対して、他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（災害特別貸付け）に係る消費貸借に関する契約書について、2011年3月11日から2021年3月31日までに作成されるものは印紙税が非課税となった。被害を受けた法人が設備資金や運転資金の融資を受ける際にも、この規定は適用される。

◆被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税

- 震災特例法により、東日本大震災により滅失・損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災した者（法人を含む）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」および「建設工事の請負に関する契約書」で2011年3月11日から2021年3月31日までに作成されるものは印紙税が非課税となった。